

### 3 中途採用等支援助成金

中途採用の拡大や移住者の採用、起業による雇用機会の創出等を行う事業主に対して助成し、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進を図るとともに、生涯現役社会の実現を促進することを目的としています。

本助成金は次の3つのコースに分けられます。

- I 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大する事業主に助成を行う「中途採用拡大コース」
- II 内閣府の地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したU I Jターン者を採用した中小企業等の事業主に助成を行う「U I Jターンコース」
- III 40歳以上の中高年齢者が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員を新たに雇い入れた場合に、その雇入れに要した経費（採用・募集経費等）の一部を助成する「生涯現役起業支援コース」

#### I 中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、次のAまたはBにより中途採用の拡大を図る事業主に対して助成するものであり、中途採用の拡大を通じた生産性向上に取り組む事業主への支援を目的としています。

なお、中途採用拡大コースは、支給対象措置によって、次のように区分されます。

中途採用拡大助成	中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大（【A 中途採用率の拡大】または【B 45歳以上の者の初採用】）を図る事業主に対する助成
生産性向上助成	中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対する助成

#### 対象となる措置

##### 1 中途採用拡大助成

下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の（1）の対象労働者に対して、「中途採用率を拡大させること（A）」または「45歳以上の方を初めて中途採用すること（B）」に取り組むため（2）および（3）の措置を実施した場合に受給することができます。

###### （1）対象労働者

###### 【A、B共通の要件】

本コースにおける「対象労働者」は、【A 中途採用率の拡大】の場合は次の①～⑤のすべて、【B 45歳以上の初採用】の場合は①～⑥のすべてに該当する労働者です。

###### ① 申請事業主に中途採用（※1）により雇い入れられた者であること

（※1） 本コースでは、新規学卒者および新規学卒者と同一の採用の枠組み以外で採用された方をいいます。

###### ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた者であること

###### ③ 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられた者であること

###### ④ 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業主の事業所において就労したことのない者であること

###### ⑤ 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、申請事業主と資本的・経済的・組織的関

連性から見て密接な関係にある事業主に雇用されていた者でないこと

**【B 45歳以上の初採用】**

- ⑥ 雇入れ時の年齢が45歳以上であること

**(2) 中途採用計画の策定**

次の要件を満たす中途採用拡大等に係る計画（以下「中途採用計画」という）を策定し、都道府県労働局に提出する必要があります。

**【A、B共通の要件】**

- ① 中途採用者の雇用管理制度を整備すること

中途採用者に適用される募集・採用以外の雇用管理制度（※2）が、新規学卒者等に適用されるものと同じである必要があります（※3）。

（※2）募集・採用を除く、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生などをいいます。

（※3）中途採用計画により採用を行う予定の職種が、中途採用者のみを対象とする場合等は除きます。

- ② 中途採用計画期間（以下「計画期間」という）内の中途採用の拡大について計画（※4）していること

（※4）採用予定職種、採用予定者数、採用予定期間、採用目的、採用部署・役職、採用時の評価方法、採用後のモダルキャリアを定めることが必要です。

**【A 中途採用率の拡大】**

- ③ 計画期間が、1年間であること

**【B 45歳以上の者の初採用】**

- ④ 計画期間が、1年以下で事業主が定める期間であること

**(3) 中途採用計画の実施**

（2）の中途採用計画に基づき、次の措置を実施すること

**【A、B共通の要件】**

- ① （2）①の中途採用者に係る雇用管理制度を整備すること

- ② 計画期間内に採用した（1）の対象労働者を、支給申請日までに事業主都合により解雇（退職勧奨等を含む）していないこと

**注意** 支給申請日の翌日から支給決定時までの間に、対象労働者を事業主都合により解雇（退職勧奨等を含む）をした場合も対象になりません。

**【A 中途採用率の拡大】**

- ③ 計画期間中に、（1）に該当する者を2人以上雇い入れること

- ④ 計画期間中の中途採用率（次のaにより計算）から、計画期間初日の前日から起算した過去3年間（以下「算定期間」という）の中途採用率（次のbにより計算）を減じた値を20ポイント以上すること

ただし、計画期間中に雇い入れた対象労働者の人数が50人以上である場合、計画期間中の中途採用率は、対象労働者が10人を超える分については、対象労働者1人を2人分に換算します。

<a 計画期間の中途採用率の計算方法>

ア 計画期間中に雇い入れた者が50人未満である場合

$$\text{中途採用率（%）} = \frac{\text{計画期間中に採用した対象労働者の数}}{(\times 5) \text{ 計画期間中に採用した一般被保険者数+高年齢被保険者数}} \times 100$$

イ 計画期間中に雇い入れた者が50人以上の場合

$$\text{中途採用率（%）} = \frac{10人 + [(\text{対象労働者数} - 10人) \times 2]}{(\times 5) \text{ 計画期間中に採用した一般被保険者数+高年齢被保険者数}} \times 100$$

<b 算定期間の中途採用率の計算方法>

$$\text{中途採用率（%）} = \frac{1 (1) ①~③を満たす算定期間中の中途採用者の数}{(\times 5) \text{ 算定期間中に採用した一般被保険者数+高年齢被保険者数}} \times 100$$

(※5) 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）に限ります。

- ⑤ 計画期間内に採用した対象労働者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であること

【B 45歳以上の者の初採用】

- ⑥ 計画期間中に、雇入れ時の年齢が45歳以上の対象労働者を1人以上採用すること  
⑦ 対象労働者のうち、雇入れ日から起算して6か月経過する日において、継続して雇用されている者が1人以上いること  
**注意** 支給決定時までに事業主が対象労働者を雇用しなくなった場合は支給対象となりません。

2 生産性向上助成

1の助成を受給した事業主が以下の措置を実施した場合に受給することができます。

【A、B共通の要件】

- (1) 計画期間初日が属する会計年度の前年度（以下「基準年度」という）とその3年度後における生産性を比較し、3年度後の生産性が6%以上伸びていること  
(2) 基準年度の初日から基準年度の3年度後の会計期間末日までの間に、当該事業主において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）をしていないこと  
(3) 1 (2) ①で整備した雇用管理制度を対象労働者に対して継続して適用していること  
(4) 計画期間に雇い入れた対象労働者を、1の中途採用拡大助成を受給後、2の生産性向上助成の支給申請日までに事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）していないこと

**注意** 支給決定時までに事業主が対象労働者を雇用しなくなった場合は支給対象となりません。

【A 中途採用率の拡大】

雇入れ日から起算して6か月を経過する日において継続して雇用されていた対象労働者の中、生産性向上助成の支給申請日までに離職した者の割合が20%未満であること

【B 45歳以上の者の初採用】

雇入れ日から起算して6か月を経過する日において継続雇用されていた対象労働者の中、生産性向上助成の支給申請日において継続して雇用されている者が1人以上いること

## 対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット9~13ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

**注意** 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

### 1 中途採用拡大助成

【A、B共通の要件】

- (1) 中途採用計画の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同じ）を事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）している場合
  - (2) 中途採用計画の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※6）により、中途採用計画の提出日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させている場合
- ※6 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、退職勧奨のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。
- (3) 対象労働者に対する賃金を支払期日までに支払っていない場合（支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く）
  - (4) 計画期間初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所でない場合

【A 中途採用率の拡大】

- (5) 計画期間初日の前日から起算して過去3年間における中途採用率が50%以上である場合
- (6) 過去に【A 中途採用率の拡大】に取り組んだものとして、本コースの助成を受けたことがある（同様の取組みを行い、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の助成を受けた場合も含みます）

【B 45歳以上の者の初採用】

- (7) 計画期間初日の前日以前に、申請事業所において45歳以上の者を期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れたことがある場合。（※7）

※7 次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 中途採用計画の初日現在で申請事業所に雇用されている労働者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者がいる場合
- ② 申請事業所に雇用されていたが中途採用計画の初日現在で既に離職し、離職から5年経過していない者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者がいる場合

### 2 生産性向上助成

- (1) 対象労働者に対する賃金を支払期日までに支払っていない場合（支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く）。

## 支給額

1 本コースは、講じた措置ごとに、1事業所あたり以下の額の合計が支給されます。

### (1) 中途採用拡大助成

【A 中途採用率の拡大】 1事業所あたり 50万円

【B 45歳以上の者の初採用】 1事業所あたり 60万円または70万円（※8）

※8 支給申請日において雇入れ日から起算して6か月継続して雇用されている者であって、雇入れ時の年齢が60歳以上の対象労働者がいる場合は、支給額が70万円となります。

### (2) 生産性向上助成

【A 中途採用率の拡大】 1事業所あたり 25万円

【B 45歳以上の者の初採用】 1事業所あたり 30万円

## 受給手続

### 1 中途採用拡大助成

本区分を受給しようとする申請事業主は、次の（1）および（2）の順に受給手続をしてください。

#### (1) 中途採用計画の届出

「中途採用計画」を策定し、中途採用計画初日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画初日の前日までに、必要な書類を添えて（※9）、管轄の労働局（※10）へ届出をしてください。

#### (2) 支給申請

次の期限までに、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※9）、管轄の労働局（※10）へ支給申請してください。

【A 中途採用率の拡大】

計画期間の終了日から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内

【B 45歳以上の者の初採用】

計画期間に雇い入れた対象労働者（※11）の雇入れ日から6か月経過後の日の翌日から起算して2か月以内

※9 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※10 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

※11 計画期間内に雇い入れた対象労働者が複数名の場合は、最も早い雇入れ日の対象労働者を基準とします。

### 2 生産性向上助成

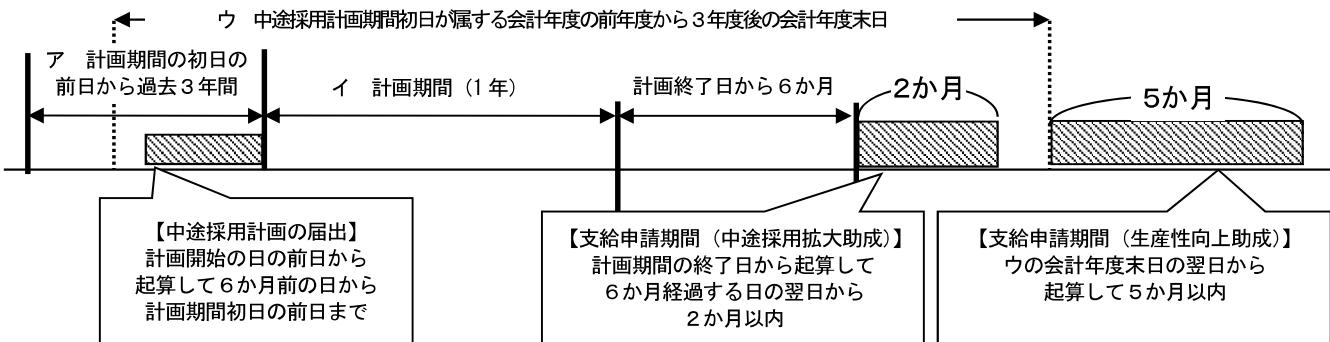
本区分を受給しようとする申請事業主は、基準年度の3年度後の会計年度の末日の翌日から起算して5か月以内に、必要な書類を添えて（※12）、管轄の労働局（※13）へ支給申請してください。

※12 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

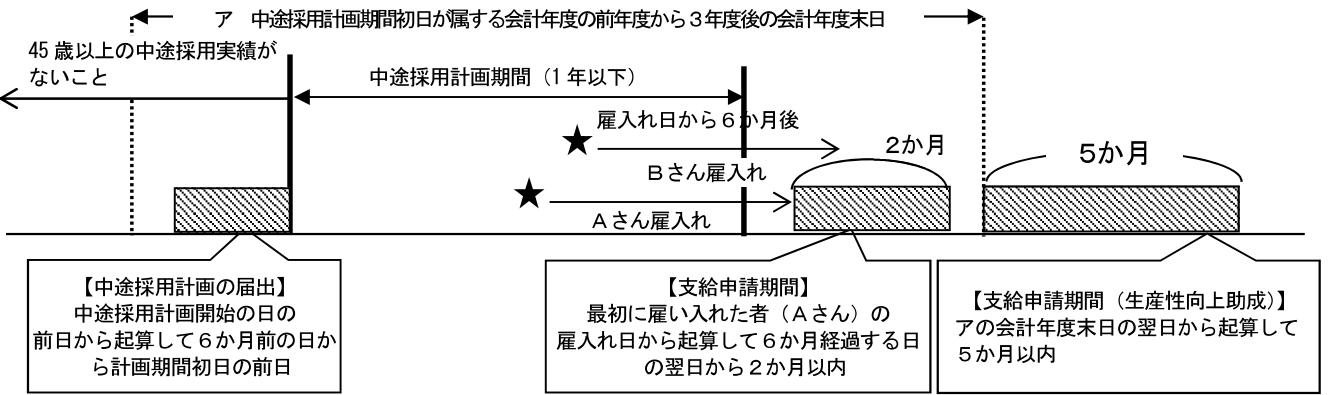
※13 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

## (参考) 受給手続きの流れ

### 【A 中途採用率の拡大】 イの中途採用率が、アの中途採用率より20ポイント以上向上することが必要



### 【B 45歳以上初採用】



## 利用にあたっての注意点

- 【A 中途採用率の拡大】と【B 45歳以上の者の初採用】について、計画期間に重複する期間がある場合には両方の助成を受けることはできません。(両方の申請があった場合、【B 45歳以上の者の初採用】のみ支給します。)
- 本コースの支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求めことがあります。
- そのほか本コースの受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Gにご留意ください。本コースの要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。